

## 議案第 84 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する  
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成 27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例  
目次を次のように改める。

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 個人番号（第 4 条—第 7 条）

第 3 章 特定個人情報の収集等及び提供の制限（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 特定個人情報の管理、利用等（第 10 条—第 18 条）

第 5 章 雑則（第 19 条）

### 付則

第 1 条中「及び特定個人情報等」を「及び特定個人情報」に、「提供等及び自己特定個人情報等の開示等の請求」を「及び提供等」に、「東京都板橋区個人情報保護条例（平成 8 年板橋区条例第 25 号）の特例」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和 4 年板橋区条例第 号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定めるもののほか、個人番号等の取扱いについ

て必要な事項」に改める。

第2条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）」を「番号法」に改め、同条第2号及び第3号中「法」を「番号法」に改め、同条第4号中「法」を「番号法」に、「特定個人情報等ファイル」を「特定個人情報ファイル」に改め、同条第5号、第7号及び第8号中「法」を「番号法」に改め、同条第9号から第12号までを次のように改める。

- (9) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定めるものを除く。）に記録されているものに限る。
- (11) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであって実施機関が保有するものをいう。）をいう。
- (12) 特定個人情報電算処理ファイル 前号の特定個人情報ファイルのうち、個人情報保護法第60条第2項第1号に規定する一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。

第2条第13号を削り、同条第14号中「、農業委員会及び議会」を「及び農業委員会」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を

削り、同条第16号を同条第14号とし、同条第17号を削り、同条第18号を同条第15号とし、同条第19号を同条第16号とする。

第3条第5項を削る。

第4条第1項中「法」を「番号法」に改め、同条第2項本文中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同項ただし書中「法」を「番号法」に、「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同条第3項本文中「法」を「番号法」に改め、「(第2条第10号に規定する特定個人情報等をいう。以下この条、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第11条第2項並びに別表第2の10の項において同じ。)」を削り、同項ただし書中「法」を「番号法」に改め、同条第4項中「第2項の規定による特定個人情報等の利用又は前項の規定による特定個人情報」を「前2項の規定による特定個人情報」に、「特定個人情報等又は当該特定個人情報」を「特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「ときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その委託契約において、特定個人情報等を保護するため必要な措置を講じなければならない」を「場合であって、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、定期的に、審議会に報告することができる」に改め、同条第3項中「法」を「番号法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、個人番号利用事務等を区の機関以外のものに委託しようとするときは、その委託契約において、特定個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第6条中「ときは、特定個人情報等を保護するため必要な措置を講じなければならない」を「場合であって、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、定期的に、審議会に報告することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、指定管理者が行う公の施設の管理業務において、個人番号利用事務等の処理を行わせようとするときは、特定個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

第7条中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改める。

「第3章 特定個人情報等の収集等及び提供の制限」を「第3章 特定個人情報の収集等及び提供の制限」に改める。

第8条第1項中「法」を「番号法」に改め、同条第2項中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改める。

第9条第1項中「法」を「番号法」に改め、同条第2項中「法」を「番号法」に、「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同条第3項中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改める。

「第4章 特定個人情報等の管理、利用等」を「第4章 特定個人情報の管理、利用等」に改める。

第10条中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同項第5号中「特定個人情報等ファイル」を「特定個人情報ファイル」に改め、同項第6号中「特定個人情報等保護管理責任者」を「特定個人情報保護管理者」に改め、同条第2項中「法第19条第13号から第17号まで」を「番号法第19条各号」に、「特定個人情報等ファイル」を「特定個人情報ファイル」に改め、同条第3項中「当該登録」を「当該事務に係る登録」に改め、同条第4項中「登録し」の次に「、抹消し」を加え、「その旨を審議会に報告しなければならない」を「監査のために、定期的に第1項に規定する帳簿の登録状況を、審議会に報告することができる」に改める。

第12条の見出し中「特定個人情報等保護管理責任者」を「特定個人情報保護管理者」に改め、同条中「特定個人情報等の」を「特定個人情報の」に、「特定個人情報等保護管理責任者」を「特定個人情報保護管理者」に改める。

第13条中「特定個人情報等を法」を「特定個人情報を番号法」に改

める。

第14条の見出し中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同条中「保有特定個人情報等」を「保有特定個人情報」に改める。

第16条を次のように改める。

(特定個人情報電算処理ファイルの保有)

第16条 実施機関は、特定個人情報電算処理ファイルを保有しようとする場合であって、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、定期的に、審議会に報告することができる。

第17条の見出しを「(電子情報処理組織の使用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、特定個人情報を取得し、保有するために、電子情報処理組織を使用しようとする場合であって、個人情報保護に係る施策の透明性を確保するため、個人情報の取扱いに係る状況について監査が必要であると認めるときは、定期的に、審議会に報告することができる。

第17条第2項中「前項ただし書の規定により電子計算組織を結合するときは、提供し、又は提供を受ける特定個人情報等」を「前項の規定により電子情報処理組織を使用するときは、取得する特定個人情報」に、「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改める。

第4章中第17条の次に次の1条を加える。

(審議会への諮問)

第18条 実施機関は、番号法第5章第1節の特定個人情報保護評価等を実施する場合その他の場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

第5章から第7章までを削る。

第8章中第30条から第33条までを削り、第34条を第19条とし、同章を第5章とする。

第9章を削る。

別表第1の1の項中「法」を「番号法」に改める。

別表第2実施機関の項中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同表1の項及び10の項中「法」を「番号法」に改め、同表16の項から18の2の項までの規定中「法別表第1主務省令」を「番号法別表第1主務省令」に改め、同表19の項中「法」を「番号法」に改め、同表20の項から26の項までの規定中「法別表第2主務省令」を「番号法別表第2主務省令」に改める。

別表第3実施機関の項中「特定個人情報等」を「特定個人情報」に改め、同表1の項中「法」を「番号法」に改め、同表2の項から4の項までの規定中「法別表第2主務省令」を「番号法別表第2主務省令」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日前に、この条例による改正前の東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（以下「旧条例」という。）

第18条第1項から第3項まで及び第20条から第22条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有特定個人情報等の開示、訂正、削除及び提供等の中止については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第14号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された同条第13号に規定する特定個人情報等電子ファイル（その全部又は一部を複製し、

又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧条例第7条第2項に規定する受託業務又は管理業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第11号に規定する保有特定個人情報等を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3条 施行日前にした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、保有特定個人情報等の開示等に係る規定を削る等するほか、所要の規定整備をする必要がある。